

令和6年度
第1回西宮市社会福祉審議会
身体障害者福祉専門分科会 会議録

- 開催日時 令和6年11月1日（金） 午後4時～午後5時
- 開催場所 西宮市議会1号委員会室
- 出席者
 - ・委員：・梓川委員・大江委員・清水委員・庄本委員
 - ・事務局：・北出福祉部長・松本障害福祉課長・丸山障害福祉課係長
 - ・大内障害福祉課主査

開会 午後4時00分

○事務局 本日は、御出席賜りまして、誠にありがとうございます。私は、障害福祉課長です。どうぞよろしくお願いいたします。

ただいまから、令和6年度第1回身体障害者福祉専門分科会を開催させていただきます。

それでは、議事に先立ちまして、福祉部長より御挨拶を申し上げます。

○福祉部長 皆様、こんにちは。ただいま、紹介がありました西宮市健康福祉局福祉部長です。よろしくお願いいたします。

本日は大変お忙しい中、西宮市社会福祉審議会身体障害者福祉専門分科会に御出席いただきましてありがとうございます。また、平素より本市の福祉行政に格別の御理解と御協力を賜りありがとうございます。この場をお借りしまして、厚くお礼を申し上げます。

本専門分科会におきましては、主に身体障害者福祉を中心としまして、障害者福祉施策に関する事項についての御審議をお願いしております。いただきました御意見を障害者福祉行政に反映させていただきたいと考えておりますので、本市障害福祉施策の推進に向けまして、忌憚のない御意見をお聞かせいただければと存じます。

今後とも、障害福祉の増進に御協力を賜りますようお願いいたしまして、御挨拶とさせていただきます。本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局 本日は、令和6年度の専門分科会となりますけれども、前回、令和6年2月に開催しましてから、新しく御就任いただいた委員もいらっしゃいますので、委員の皆様方の御紹介をさせていただきます。私から、委員のお名前を紹介させていただきます。

〈委員紹介〉

○事務局 本日の専門分科会でございますけれども、委員総数5名のうち、委員4名御出席いただいております。出席が開催会議の要件である半数に達しておりますので、西宮市社会福祉審議会規則第3条第6項の規程により、当専門部会が成立していることを御報告申し上げます。

次に、事務局職員を御紹介させていただきます。

〈事務局職員紹介〉

○事務局 それでは、次第にしたがいまして、早速ではございますが本題に移らせていただくこととしまして、この後の進行を会長にお願いしたいと思います。

会長、よろしくお願いいたします。

○会長 ありがとうございます。まず、この会は原則公開となっております。傍聴される方はおられますか。

○事務局 本日は、おられません。

○会長 それではなしということで進めさせていただきます。

それでは、審議事項について事務局より御説明をよろしくお願いいたします。

○事務局 本日は、次第にございますとおり、審議事項1としまして、西宮市における身体障害者手帳の交付状況と、指定医師、指定医療機関の指定状況、本専門分科会から、身体障害者手帳の審査を権限委任しております審査部会の運営状況について、御報告いたします。

次に、審議事項2としまして、自立支援医療機関の指導について。

審議事項3としまして、審査部会について御協議をお願いいたします。

○会長 それでは、1つ目の身体障害者手帳の交付状況等についての報告をよろしくお願いいたします。

○事務局 審議事項1としまして、身体障害者手帳の交付状況等を御報告いたします。
まず、資料の1-1、それからその裏面になっております1-2を御覧ください。

資料1-1から1-2までは、身体障害者手帳の交付状況の資料となっております。
資料1-1により、令和6年4月1日時点での手帳交付状況として、身体障害者手帳の所持者数ですね。それが、1万5,113人となっております。

次に2枚目、資料1-2裏になっております。こちらは、この5年間の人口と身体障害者手帳所持者数の推移を示した表で、棒グラフが人口、折れ線グラフが身障手帳所持者数です。

令和2年度以降は、折れ線グラフのとおり人口も減少をしておりますが、身体障害者手帳所持者数も減少傾向となっております。

減少の理由としましては、昨年の本専門分科会でもお伝えしましたけれども、肢体不自由の障害者手帳の所持者数の減少が挙げられます。

資料1-1の肢体不自由の項目を御覧ください。そちらのほうを御覧いただきますと、令和5年度から6年度の1年間で、217人が減となっております。特に、65歳以上の所持者数が減少しております。原因としましては、昨年と同様、人工関節の方に対する障害者手帳の減少によるものに加えて、障害者手帳の交付者の高齢化によるものが多いと推測をしております。

新規の申請者数は、令和4年度が1,035件、令和5年度が1,060件ということで、新規の申請数自体は変わっておりません。ただ、障害者手帳の所持者数全体としては減っているということで、やはり御高齢の方による死亡等での所持者数の減少が原因ではないかという推測をしております。この減少傾向は、今後も継続するものと考えております。

また、全国的にも身体障害者手帳の所持者数は減少傾向にあるようでして、令和4年度の福祉行政報告例というのがあるのですが、そちらのほうでも国全体として前年比1.4%の減少となっております。西宮市の減少率は、この表の1-1の表の下のほうにあるのですが、西宮市は対前年度比、5年度から6年度にかけまして1.2%の減ということですので、ほぼ国の減少率と西宮市の減少率は同じような数値となっているかと思えます。

1-2のグラフの下のほうに記入をさせていただいておりますが、身体障害者手帳所持者の対人口比率を記載しております。ここ数年、比率は大体3.1から3.3%で推移をしております。

続きまして、指定医師及び指定自立支援医療機関の指定状況を御報告します。資料2を御覧ください。

令和6年4月1日現在、指定医師としましては、市内に854名の医師がおられます。また、自立支援医療に関する自立支援医療機関につきましては、医療機関が40件、薬局が173件、訪問看護ステーションが26件の登録がございます。

ではその横に記入をさせていただいておりますが、参考として尼崎市の指定医師等の人数を記載させていただいております。隣の尼崎市と比較しても、大きく差のない指定状況でございます。指定医師、自立支援医療機関につきましては、特に市民の方から不足などの御意見はいただいております。ただ、地域的に西宮市の北部地域には、病院自体が少なくなっております。北部地域の方は西宮市内だけではなく、お隣の宝塚市とか、神戸市北区の病院を利用されることが多いと推測をしております。いずれも、西宮市医師会様など、関係団体の皆様の御協力をいただいております。

続きまして、審査部会の状況について御報告をさせていただきます。

審査部会は、本専門分科会からの権限委任を受けまして、A委員に部会長をお願い

し、身体障害者手帳の審査、指定医師、指定自立支援医療機関の指定について諮問させていただきます。

審査部会の臨時委員の構成については、現在1名の委員と、11名の臨時委員により審査が行われております。

資料3を御覧ください。資料3につきましては、審査部会での諮問件数に関する統計資料です。

それぞれ何月審査部会というところの一番左に、身障手帳というのがございます。こちらは、身体障害者手帳の審査に関し、1回の審議会で諮問をさせていただいた件数についてです。

資料の右端に諮問件数の平均値を出しております。令和5年度につきましては、1回当たりの諮問案件は、多いときで47件というのがございましたが、おおむね40件前後で推移をしております。この臨時委員の先生方に御意見を伺うのは、お一方当たり大体5、6件となっている場合が多いですが、何とか御負担のない状況が現在も築けていると思われまます。また、障害の種類によっては、件数が多くなる場合もある状態です。

諮問させていただく障害の種類としては、肢体不自由が圧倒的に多く、続いて呼吸器、心臓となっております。

肢体不自由は、障害の原因、例えば骨折とカリウマチなどの整形外科的疾患とパーキンソン病などの神経内科的疾患、脳梗塞などの脳血管疾患などという障害の原因ごとや年齢により、複数の臨時委員の先生方に分担して担当していただいております。

臨時委員の先生方からは、審査に関して特別な御要望というのはいただいております。今年度、（令和6年度）から審査部会の内容が一部変更となっております。変更内容につきましては、審議事項3で御報告をさせていただきます。

以上です。

○会長 はい、ありがとうございました。では、今の説明につきまして、御質問、御確認等ございましたらお願いいたします。

○A委員 指定医師と医療機関について、新規の届出があった指定医師、医療機関を追加されていると思いますが、廃止された指定医師、医療機関は反映されているのですか。

○事務局 追加の件数です。資料2の医療機関とか指定医師につきましては、廃止された先生とか、市にお届けがあった、先生とか医療機関等は除いた数になっております。

○A委員 現在、指定されている人の数ということですね。

○事務局 そうですね、ただ全ての医師、もしくは医療機関が廃止とかされている場合に、お届けがあるかどうかというのは。

○A委員 そのままになっている件もあるということですか。

○事務局 必ずしも、この854人の先生全員が、今現在、医師として従事されていらっしゃるかどうかまでは、確認ができていない状況です。

○会長 ほかは、御意見、御質問はありますでしょうか。

前回から見ても、おおむね傾向は変わっていないということですね。

○事務局 そうです。

○会長 資料2のことで、尼崎市の人口と西宮市の人口をお聞きします。

○事務局 西宮市は令和6年は48万1,134です。尼崎市の人口は、令和5年4月1日の情報しかありませんが、45万8,313人でした。

○会長 その上でのこの比較ということですね。はい、分かりました。

○A委員 別に尼崎市と比べることはいいと思いますが、身体障害者の人口比率、西宮市は3.14%ですが、尼崎も同じぐらいのパーセントでしょうか。もっと多いような気がします。

○事務局 令和5年4月1日の情報になりますが、尼崎市の身体障害者手帳の所持者数が2万1,534人で、西宮市よりも6,000人ぐらい多いです。

人口は、尼崎のほうが少ないんですけども、手帳の所持者数は6,000人ぐらい、令和5年当時で多いデータになっております。

○A委員 それにしては、医師の数が少ないという。

○事務局 そうですね。大きな病院もありますが。人口に対する手帳所持率が、尼崎は令和5年で4.7%なので、西宮よりも少し高いですね。

高齢化率が、西宮が24%なんですけど、尼崎が27.5%なので、少し高齢化率も尼崎のほうが高いのかなということです。

○会長 他に特にありませんでしたら、次のところを確認していきたいと思います。

次に(2)自立支援医療機関の指導についてということで、資料4、5、6ですね。御説明のほうをよろしく願いいたします。

○事務局 御説明させていただきます。審議事項2としまして御協議をいただきたいと思います。

資料4を御覧ください。令和4年度の専門分科会、この当専門分科会において、自立支援医療機関の指導についてということで御協議をいただきましたが、令和5年度、はこちらの職員の人員減などがあり、この自立支援医療機関の指導については実施ができずに、令和6年度に至っております。

前回の専門分科会でもお伝えいたしましたけど、指定自立支援医療機関の指導について、令和5年度の国の実地指導において、自立支援医療機関に対する指導を行うようにとの意見を受け、令和6年度中の実施に向けて、その事務において、現在、検討中であります。

昨年の国の実地指導では、具体的には自己点検表というのをを用いて、自己点検を促すなど、指定自立支援医療機関に対する指導の実施方策の検討をお願いしますという意見を受けまして、西宮市としては、指導の方法として自己点検表を送付することを考えております。

資料5を御覧ください。こちらは、先行して自己点検表を送付している市などを参考にし、このような内容での実施を考えております。これは、あくまでも今のところは案という形で、医療機関用の分を今回、添付をさせていただいております。

質問事項ですね、点検項目というのがあるのですが、そちらにつきましては、この自立支援医療機関を申請いただくときに、要領の中に記載をされている事項の再確認のものが多くなっております。

指定要領が資料6という形で添付をさせていただいております。実際申請のときに、この要領に基づいて医療機関から申請をいただくというものになっております。

6年ごとに更新というのを行っていただく必要があるのですが、6年ごとの更新のときに、この自己点検表を同封し提出していただくことにしたいと考えております。

委員の皆様には、内容について御確認いただき、御意見等をいただければと思います。よろしく願いいたします。

○会長 これは、国の実地指導に基づくものの自己点検表について、内容確認して御意見をいただきたいということです。資料5と6ですね。

○B委員 国の実地指導ということですが、これは西宮市に対する特別の指導だっ

たのですか。一般的に全国に指導している、どちらですか。

○事務局

令和5年度に国より指導を受けており、他市でも指導を受けております。令和6年度より実施されている市があるため、当市でも令和6年度中には実施したいと思っております。

○A委員 できてないというのは、もっと前に指導をしなさいよというお達しが出たということですか。

○事務局 そうですね。

○A委員 それなのに、西宮がまだしていないということですか。

○事務局 はい、医療機関への指導は難しく、どう進めたら良いか悩んでいたところ、国から先行市の事例を提示していただきましたので、それを参考に進めているところです。

○A委員 指導の実施時期の期限があったのですか。

○事務局 期限はありませんでした。

○B委員 それまで指導してなかったのを指導するようになったという理解でいいのですか。最初の指導は令和4年だったんですかね。

○事務局 それよりも前です。

○B委員 それよりも前にあったけど、進展がないからこの審議会で協議してもらった。

○事務局 そうですね、4年度のときに一度協議はいただきまして。

○B委員 そのときは、この点検表はなかったのでしょうか。

○事務局 点検表を作成はしていたのですが、内容が違うものになっておりまして、実施には至りませんでした。

○会長 その段階では指導義務ではなく努力義務のようなものだったのでしょうか。

○事務局 そうですね。努力義務です。ただ、2回目の指摘ということ、他市でも実施し始めているということから今回この自己点検表を作成したところです。

○会長 自己点検表のポイントを言っていたでもいいですかね。

○事務局 この自己点検表の第1、第2、点検項目の中の第1基本方針とか、あと第2の療養担当規程の遵守状況という、資料5の中の3、自己点検表の中の点検項目の第1、第2というのがあるって、これに根拠法令とかが載っているのですが、第1、第2は、自立支援医療機関であれば、そういう良質な医療を行っているかとか、そういう医療をちゃんと提供していますかというような内容になるので、自立支援医療機関でなくても医療機関としては、行っていただけるような内容じゃないかと思っています。その再確認というような項目が、第1、第2に入っているかと思えます。

第3につきましては、自立支援医療と他の医療とを分けて請求を行っていますか、というような質問の内容になっておりますので、その辺りは、きちんと請求のときに分けて請求をいただきたいということでの点検項目になっております。

第4につきましては、医療機関の体制とかになりますので、病院、医療機関という組織ですので、異動があったりとかそういったことは十分考えられることですが、その際の届出の書類を出してないときがあるかと思えますので、そういったことも含めて、医療体制についての確認する内容になっております。

○B委員 なるほど、医療体制の報告がきちっとできているかどうか分からない。

○事務局 そうです、変更は、届出がないと分かりません。

○B委員 それが先ほど御質問があった、資料2の数字は、そういう届出がない、ちょっと正確ではないと。

- 事務局 はい。
- B委員 これよりちょっと少ない可能性があるということですよ。
- 事務局 そうです。
- B委員 やめたという届けがなかったら分からないということですよ。
- 事務局 そうです。
- B委員 そこを届出するよう促し指導すると。
- 事務局 はい。6年に1度ですけども、更新のときに御確認をしていただくようにということでお送りをさせていただこうと思っております。
- A委員 この項目を見ていると、毎年保健所が行う調査と内容が一緒で、何故同じようなことをするのか疑問に思う。保健所が持っている情報をもらったらいけないのか。縦割りっぽいところがあるような感じがします。
- 事務局 自立支援医療機関につきましては、そこにいらっしゃる先生ということだけではなくて、医療機関の診療される診療の主となる先生というのを、自立支援医療機関の申請のときに届出をしていただくので、異動などの際に変更があったりとかという可能性がありますので。
- A委員 そういう細かいところまで要求しているということなんですね。
- 事務局 申請のときに主となる先生というのを御申請いただく形になりますので、その先生が変わっていると、変更のお届けは必要になります。
- A委員 でもそれは院長なら保健所で把握できるのでは。
- 事務局 その医療の診療の主となる先生なので、多くの診療科目を持っている病院とかであれば、例えば、人工透析の自立支援医療の指定を受けておられる場合は、その人工透析の医療、腎臓のご障害の医療に関する担当する医師っていう形で御申請をいただいております。
- A委員 指定医師についてはそう変わるものでもないし、保健所が把握しているのではないかと思います。何か、二度手間をさせられるような。
- 事務局 指定医師は、委員がおっしゃっていただいているような、保健所が持っているデータと連携し、確認する必要があると思っております。
- 事務局 指定自立支援医療機関は、育成医療や更生医療を受けていただくにあたっての医療機関なので、通常の医療機関とは違うと思っております。そこに主となる先生とかの変更とかがありますので、そういったところで、医療機関にとっては負担にはなるかもしれないのですが、育成医療、更生医療等の医療を行っていただくにあたっての届出になるので、国のほうも別途自己点検をなさいということになります。通常の医療機関であれば、近畿厚生局が指導監査の権限がありますので、指定自立支援医療機関の育成医療、更生医療に関しての部分は、市に届出を出していただくというように、分かれております。
- A委員 一緒にいいのでは。
- 事務局 制度としてそうなっております。近畿厚生局は、通常の医療機関として、市は自立支援医療の部分だけを見に行くということで、医療機関は御負担にはなるとは思うのですが、制度上は自立支援医療のほうは、市で指導することになっているので。
- 会長 制度で分けて区分をされているので、現場としてというか、そういう二度手間のようになりますよね。
- A委員 そんなにたくさんの項目じゃないから、できないことはない。それほど大変とは言えないと思っております。
- 事務局 2年前のときよりも、若干簡単というかお答えをしていただきやすく

変えております。

○B委員 そうなんですね。

○事務局 チェックをするように変えたということです。

○C委員 6年ごとの指定更新のときに、やるんですよね。

○事務局 はい。

○C委員 何かこう、自己点検表で指導というけど、何か更新の際のチェックリストみたいな感じになるんでしょうか。

○事務局 はい。

○C委員 結局、そうですね。これ更新のときに、ここができていません、これはできていますかと言うことで。

○事務局 そうですね。

○会長 更新のときに、同封して出すということですからね。

○A委員 逆に、全部チェックがついていないと駄目ということでしょう。

○事務局 そうです。そのチェックがなかったら、こちらはなぜできてないか確認をした上で、届出の内容でしたら、こちらで御説明させていただいて、必要ですので出してくださいという指導ができると思います。

○A委員 何かどこかで事件があったのですか。それでこの制度が始まったとか。

○事務局 特にそういうことは聞いていません。

○会長 自分でチェックをして自己確認をして、それを出してくださいということですね。

○事務局 そうですね。

○会長 自己認識、自己点検ということですね。

でも、これは精査してもらっているということですが、内容としては少し細かいので、今この時間に全部チェックは難しいと思うのですが、これは大丈夫な内容ですね。

○事務局 国から助言いただいた内容ですので、精査はさせていただいていると認識しております。

○会長 では、それでは、この自己点検表で進めていただくということによろしいですか。

○会長 それでは3つ目の西宮市社会福祉審議会身体障害者福祉専門分科会審査部会についてということで、この報告の資料の7と8ですね。よろしくお願ひします。

○事務局 審議事項3の御報告をさせていただきます。

前回の令和5年度第2回西宮市社会福祉審議会身体障害者福祉専門分科会で御協議いただきました審査部会の開催方法の変更について、御報告をさせていただきます。

本市では、身体障害者手帳の発行について、2カ月に一度、西宮市社会福祉審議会身体障害者福祉専門分科会の審査部会、以下審査部会とさせていただきます。それを開催して審査を行っております。

審査方法は臨時委員の先生方への持ち回り方式としております。身体障害者手帳の発行にあたり、審査部会に諮問する案件というのが3つの条件に当てはまる案件となります。

まず1番目、身体障害者の診断指針にある障害の状態に合致せず、医学的判断が必要とされる場合。

2番目に、認定にあたり、再認定時期を設定する必要がある場合。もしくは再認定時期の設定を外す場合。

3番目に認定にあたり、申請等級と等級の変更が生じる場合。もしくは却下とする場合ということになっております。

今回の変更の内容は、臨時委員の先生方に3名ずつ順番に確認委員というものになっていただき、担当の臨時委員に案件を送付する際に、確認委員の先生方にも全案件の資料の送付をいたします。各臨時委員からの回答内容をまとめたものを3名の確認委員へメールで送付し、回答内容について確認していただいております。

資料7が、確認委員の先生方の順番、当番表になっております。

資料8が、直近の2024年9月の審査部会の実際の開催の日程になっております。以前は、9月11日の諮問日というところに案件を担当される臨時委員の先生方にも、その見ていただく案件だけをお送りをしていたのですが、確認委員の先生方には、その回の全部の案件の資料を送付しております。内容をそのときに見ていただいております。

9月の場合は、18日から25日までの間に各担当の先生のところを持ち回り方式ということで御訪問をさせていただいて、それぞれの案件について回答をいただいております。

以前は、回答をいただいた後、その後、こちらの事務局のほうで回答をまとめて審査部会会長のほうに回答案という形でお持ちしまして、内容を御確認いただいて答申ということでしたけれども、臨時委員の先生方からの回答をいただいた後、26日からの分ですね。回答をまとめたものを3名の先生方のほうに、今度は個人情報分からないような形にしまして、メールで回答内容を送付いたしまして、回答内容について確認をいただいて、お返事をいただいてから、会長のほうに報告をさせていただいているというふうな流れに変えております。

今年度から始めさせていただいております。3回、審査部会が開催されております。今まで、9名の臨時委員の先生方に確認委員として内容を御確認いただいております。ほぼ、回答内容について問題はないという御意見でお答えをいただく場合が多いですけれども、今までの中で1件、御意見をいただいて、これは再認定時期につきまして、初めの臨時委員の先生の回答は、もう再認定が要らないんじゃないかという御意見だったんですけれども、確認委員の先生から、やっぱりこういう原因で障害者手帳を発行する場合は、何年か後に再認定をつけたほうがいいんじゃないかという御意見をいただきまして、もともとの担当の先生と協議をさせていただきまして、再認定をつけたということがございました。

皆様、お忙しい中、案件それぞれきちんと見ていただいて、私たちが訪問をさせていただいたときにも御質問をいただいたりとかしまして、大変御負担は増えているんですけれども、内容を見ていただいてから、御回答をいただいているというふうに感じております。現在のこのままの方法で、今後も続けていきたいなと今のところ思っております。

以上、御報告になります。

○会長 はい、ありがとうございます。以前、審議をしていただいて、それで進めていただいているということで、今のお話しでしたら、これ意見が出た場合は、個別にも審議をしていただいているということですね。

○事務局 はい、担当の臨時委員の先生と相談をさせていただいて、相談させていただいたことを審査部会の会長に御報告をさせていただいております。

○会長 はい、ありがとうございます。このまま進めてもよろしいのでしょうかということですが、A委員のほうから何か問題とか課題とかはありますか。

○A委員 委員の先生が反対されると思っていたんですけれども、皆さん反対なく、見ていただけています。情報をメールで送るというのが、大丈夫かなと思っています。

○会長 リスクの上で、ですね。

○事務局 個人情報全て消して、お名前とかが分からないような形で、案件については1番の案件みたいな形でお送りしています。

○A委員 紙には全部名前が書いてありますね。

○事務局 そうです。その辺りの個人情報が分かるものを入れないようにしています。

○A委員 それであれば大丈夫ですね。

○事務局 はい。

○会長 今、委員が言われているのは、消してでも、例えばそこにヒューマンエラーが出て見えることを言っておられると思います。

○事務局 名前等を見え消ししているのではなく、名前自体を取ったデータにして、確認してから送っています。下書きの状態を確認して、それから送っています。送った分は、回答が出た後に、封筒に入れて全件回収をしています。確認委員の先生には全件お送りをするので。

○会長 とても多忙な中、不満は出てはないということですね。

○A委員 はい、大丈夫だと思います。

○C委員 前回、随分ここで、いろいろ論議したけども、ベストの方法じゃないかなと思いますね。協議もできるし、是正も効くし、みんな3人ずつで参加が可能ということ。

○A委員 本当は全員で協議と指摘されているのを3人で協議していると。それに関しては、問題ないのでしょうか。

○事務局 特にこのことについて、報告は求められておりませんので、しておりません。

○A委員 これは不十分と言われることもあるかもしれない。

○事務局 私共も前回の指摘の趣旨に合うように動いております。例えば、全医師で会議を開くのも方法だろうけども、それ以外の方法でもいいから、もう少し複数の目を見て、このような調整をするような案件も出るだろうしというところでの御指示でしたので、そこには一応合致はしております。

○A委員 分かりました。

○事務局 前回の御審議で、かなりいい案を出していただいたかなと思っております。

○会長 いや、ポイントと趣旨を押さえてますから大丈夫ですね、はい。
それでは、それで引き続き、よろしく願いいたします。

○事務局 はい、ありがとうございます。

○会長 では、その他のところで、何か事務局のほうからありますか。

○事務局 事務局からは特に、はい。その他としてはございません。

○会長 そうしましたら、以上で審議内容よろしいですかね。
では、閉会のほうをよろしく願いいたします。

○事務局 はい、会長、ありがとうございます。本日、賜りました貴重な御意見を基に、今後の本市の福祉行政を進めてまいりたいと考えております。
これをもちまして、閉会とさせていただきます。本日は、どうもありがとうございました。

閉会 午後4時57分